2024年3月安全衛生活動目標 作業手順書の確認、KY活動、年度末労働災害防止強調期間

作業手順書の確認

作業手順書の目的は正しい作業の設計・統制・知恵の財産化です。品質、生産性、納期を満たす正しい作業を定義するために作業手順書を作ります。

作業者を指導し、管理するためにも管理の基となる正しい作業を作業手順書に提示する。

〇作業手順書からRA手順書(1.前提条件の明確化、2.リスクの特定、3.リスクの見積もり、4.リスクの優先度を設定、5.リスク対策の検討、6.リスク対策の実施により)に書き加える。

1) リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書が作成できたら

a. もう一度元請の工事計画と付き合わせる

作業手順書は、元請に提出する前に、元請の工事計画との整合性がとれているかもう一度確認することが 大切です。元請が足場や揚重計画を見直していることがありますので、注意が必要です。元請の工事計画 が変更されていれば、作成した作業手順書も見直しが必要です。工事現場の実状に合った作業手順書でな いと使い物にはなりません。

b. 作業員に周知する

作業手順書は、作業員に教え、そして守らせなければ意味をなしません。作業の進展に応じて、作業手順書の重要な部分を作業員に周知しておかなければなりません。周知の時期としては、「作業開始前」又は「送り出し教育」で行うのが良いでしょう。また、作業員に周知するときは、

「どんな危険性又は有害性があるか(特定)」

「どの危険性又は有害性がもっとも危ないのか」

「そのために、どうしなければいけないのか(対策)」

という順序で説明すると、理解を得られやすいものです。

2) リスクアセスメントを取り込んだ作業手順書活用中に留意すべきこと

- ① 作業中に災害、事故やヒヤリ・ハットなどが生じた場合は、原因となった危険性又は有害性を見極めて 作業手順書を手直しする。
- ② 手戻りや不具合が生じたときは、何か原因かよく調べて、再発防止のため作業手順書を手直しする。
- ③ 貸与されている機械の機種が変わるなど、作業条件や環境が変更した場合は、作業手順書を手直しする。

3) まとめ

建設業は、その特性から工事現場において潜在的危険性が多く内在しており、これらを明らかにして、実施すべき事項を決定します。この頃では災害が発生すると手順書が守られているかが重要となっています。 リスクアセスメントを導入することにより、現場に潜在する「危険性又は有害性」について「可能性」と「重大性」を評価して「優先度」に応じてこれを除去・低減する対策に重点的に取り組むことが容易になり、安全衛生活動のさらなる向上が期待できます。

KY活動について

危険予知活動の略称で、労働災害やトラブルを未然に防ぐために、事業者や従業員が協力して実施する 活動です。今回は好事例について紹介いたします。

労働災害を防ぐ RAKY・一人 KY・声掛け

労働災害を防ぐためには、様々な場面で危険に対する注意を払い、不安全な状態、不安全な行動を改善する必要があります。ある長野県の総合建設業を営むM社では、「RAKY(リスクアセスメントKY活動)」「一人KY」「声かけ」の三段構えの危険予知運動で、労働災害を防ぐための網を多角的にかけています。ヒヤリハットを取り入れた RAKY ではメンバー全員から意見を集めることでルール順守の気持ちを呼び起こし、さらに一人KYと声掛け運動によって、うっかり、ぼんやりによるケガから自分自身と仲間の安全を守り、労災をかぎりなくゼロに近づけていこうという試みをおこなっています。今回は、このM社が取り組んでいる「三段構えのKY活動」について詳しくみていきましょう。※安全スタッフ参照

【目次】

- 1. 一の段 「RAKY」キーワードは全員参加
- 2. 二の段 指さし、声出しで意識を引き上げる
- 3. 三の段 仲間の危険を予知して「声かけ」の具体的なフレーズ

【一の段 リスクアセスメントの手法を取り入れたKY活動 RAKYとは】

RAKY は以下のようにすすめます。まず職長を中心に、作業員全員で現場に潜む危険を洗い出します「どんな危険があると思いますか?」「その災害が起きる危険はどの程度ありますか?」「対策はどうしますか?」とメンバー全員の意見を聞きながら具体的な対策を決め、それを順守します。「材料切断時に丸鋸を使用して手や指を切断する。」「釘打機による手足の打ち抜き」など、その日の作業に潜む具体的な危険のポイントを各自が予想し、災害が発生する可能性・重大性を考慮したうえでリスクを低減する対策を決定する流れとなります。作業開始前の危険予知は職長が一人で進行するのではなく、作業員全員が参加して行うことが何より大切です。またこれらのリスクアセスメント危険予知活動の記録を取ることもとても大切です。これらの記録を毎日とっていく事は、あとで見返す際、職長のみならず、会社全体の財産となります。

【二の段 指さし、声出しで意識を引き上げる】

RAKY だけでは防ぎきれない危険をなくすために、二の段としておいたのが「一人 K Y」です。朝礼時の RAKY で決めた対策ですが、作業に集中していると、忘れてしまいがちです。そこで意識のステージをもう一段階引き上げるために、各人が作業に入る前の 10 秒程度で作業場所を指さし確認します。作業員には、1 人 K Y でチェックする内容として、墜落や転落、物の落下、挟まれ、転倒など 10 項目をカードにして配布してあります。作業員はそれを使用しながら「上方よし」「足場手すりよし」「開口部養生よし」と指さし声出ししながら、気を引き締め直します。これによって、危険がないかの確認だけでなく、作業に入る前に一呼吸置くことによって思考、行動を切り替えることができ、うっかり、ぼんやりミスを防ぐ効果もあります。

【三の段 仲間の危険を予知して声かけ】

続く三の段では、自分だけでなく仲間への危険を予知して積極的に声掛けしていくことで 労働災害を未然に防ぐ狙いがあります。

作業中に自分自身では気づかないヒューマンエラーがあったとしても、互いに声をかけて 注意ができます。そしてたとえ他社の社員であったとしても同じ現場で働く作業員はみな 仲間であるという考えのもと声掛けによる助け合いを推奨しています。

例えば「フルハーネス型の安全帯の使用ができていない」「クレーン作業中、つり荷の下に入っている」「足場の筋違をのぼっている。」などそういった状態や行動を見かけた時に、

「気を付けよう!」とお互いに声をかけあいます。

【声掛けの具体的フレーズ例】



・落ちるなよ! ・手元暗いよ! ・足場板は二枚重ねだよ!

・電線近いよ!・資材が倒れそうだよ!・荷崩れ気を付けて!

・水分補給してね! ・安全ブロック使って! ・1人じゃ無理だよ!

災害が起きたとき KY で取り組んでいればよかった等の反省がかなりあるそうです。

发末労働災害防止強調目間実

本月間 令和6年3月1日~3月31日

建設業労働災害防止協会 唱 丰

厚生労働省、国土交通省 後 援

会長メッセージ

令和5年度の「建設業年度末労働災害防止強調月間」を迎えるにあたり、ご挨拶を申し上 げます。

建設業における労働災害は、会員各位をはじめとする関係者の熱心な日々の労働災害防止 活動により長期的に減少傾向にありますが、近年は下げ止まりの状況にあります。令和5年 12月の労働災害発生状況の速報値では、建設業における労働災害は、死亡災害、死傷災害と もに前年同期に比べて減少しておりますが、建設業の労働災害で最も多発している墜落・転 落災害については、依然として死亡災害の約4割、死傷災害の約3割を占めており、なお一 層の取り組みが求められます。

当協会といたしましても、本年度を初年度とする「第9次建設業労働災害防止5か年計画| の目標達成に向けて、労働災害のリスク低減に向けた店社及び現場でのリスクアセスメント とその結果に基づく対策の確実な実施、「建設業労働安全衛生マネジメントシステム(ニュー コスモス及びコンパクトコスモス) | の導入・定着、各種安全衛生教育の実施など、実効性の

ある事業を積極的に推進してまいりますので、関係各位の さらなるご協力をお願い申し上げます。

これから迎える年度末は、多くの建設工事が竣工を迎え、 作業の輻輳による労働災害の増加が懸念されることから、 当協会では、3月1日から31日までの間を「建設業年度 末労働災害防止強調月間」と定め、協会及び会員各位が取 り組むべき事項をまとめた本実施要領を策定いたしました。

会員各位におかれましては、無事故・無災害で新年度を 迎えられるよう、経営トップのリーダーシップの下、関係 者及び店社と作業所が一体となって、労働災害防止活動を 積極的に展開されますようお願い申し上げます。

令和6年2月

建設業労働災害防止協会 今 井 雅 則 会長



No. 1 本田 望結 コード№ 760401

I 趣 旨

年度末の3月は、公共工事を含め多くの工事が完工時期を迎え繁忙度が増し、さまざまな作業が輻輳することなどから、労働災害防止を図る上で特別な配慮が求められる時期である。そのため、当協会は会員各位とともにこの時期の建設現場における労働災害防止を目的として、「建設業年度末労働災害防止強調月間」を展開する。

経営トップ、店社及び建設現場の管理者等の関係者は一層の安全衛生水準の向上を目指し、店社と作業所との緊密な連携を図り、労働災害防止活動の強化を図るものとする。

Ⅱ 会員が実施する事項

会員は、本強調月間の趣旨・目的を踏まえ、次の事項を参考として、建設現場の実情に即した年度末の安全衛生実施計画を作成し、積極的に労働災害防止活動を実施する。また、本強調月間における労働災害防止活動を実効あるものとするため、リスクアセスメントの結果に基づき定めたリスク低減措置を確実に実施する。

実施にあたっては、「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」及び「令和5年度建設業労働災害防止対策実施事項」に定める「建設現場における主要災害防止の具体的対策」等も活用する。

※「災防規程」、「第9次5か年計画」及び「実施事項」は、当協会ホームページからご覧いただけます。

纵防規程



第9次5か年計画



実施事項



☑チェックを入れて、実施する項目を確認しましょう!

1 経営トップ等による年度末現場点検の実施

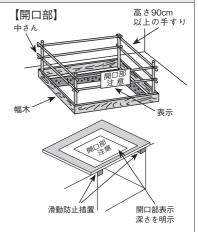
- (1) 安全衛生管理体制及び労働災害防止活動の実施状況の確認
- |(2) 労働安全衛生関係法令及び社内の安全衛生規程等の遵守状況について、安全パトロール等による現場点検の実施
- (3) 設計・計画段階におけるリスクアセスメントの実施と、その結果に 基づくリスク低減措置の実施状況の確認
- (4) 繁忙期を考慮した作業工程の見直し、並びに適切な労働時間の管理 と勤務体制の確認



作業工程の確認

2 墜落・転落災害の防止

- □ (1) 設計・計画段階において、高所作業が不要となる工法の採用など危険有害要因を根本から除去する対策、手すりの設置などの設備面の工学的対策、現場ルールの設定・遵守等管理的対策、保護具による対策を順次検討するとともに、フェールセーフ思想に基づいた安全対策の実施
- □ (2) 高所作業における作業床や手すり等の設置、その設置が困難な場合は、 安全ネットや安全帯取付設備設置の徹底・確認
 - (3) 使用状況に合わせた適切な安全帯の選定・使用前点検の実施と確実
- な使用、併せて、二丁掛け安全帯の使用訓練の実施
 (4) 法定の措置に加え、足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱に示されている『安衛則の確実な実施に併せて実施することが望
 - ましい「より安全な措置」等について』に基づく措置の実施 (5) 足場の組立て等においては、「手すり先行工法」や十分な安全対策を 盛り込んだ「大組、大払工法」等の採用、並びに作業主任者・作業
 - 指揮者による作業手順の周知徹底及び作業状況の確認 (6) 足場の点検を行う場合には、各通達等で示されている点検に必要な 十分な知識・経験を有する者の中から点検者をあらかじめ指名し、 指名された点検者による確実な点検の実施と点検者の氏名を含む点 検記録の保存
 - (7) 開口部や作業床の端には、手すり・中さん等の設置及び注意喚起の 表示の推進
- □ | (8) 幅が1m 以上の箇所において足場を使用するときは、原則、本足場 - | の使用の遵守(幅が1m 未満であっても可能な限り本足場を使用)





『安衛則の確実な実施に併せて実施する ことが望ましい「より安全な措置」等に ついて』

3 建設機械・クレーン等災害の防止

- □ (1) 作業条件に応じた適切な機械の選定等を盛り込んだ施工計画及び作業計画・作業手順書の作成と実施の徹底
 - |(2) 車両系建設機械・クレーン等の転倒及び転落災害防止対策の徹底

	(3)	作業範囲内の立入禁止措置や作業指揮者・誘導者の配置等、はさまれ・ 巻き込まれ災害防止対策の徹底	
		つり荷の下への立入禁止措置の徹底法定有資格者等による車両系建設機械・クレーン等の運転及び玉掛	M M M M M M M M M M M M M M M M M M M
		け・玉はずし作業の徹底 玉掛け作業の際には、「3・3・3運動」の実施(30cm 地切り、	
		3秒以上停止・荷姿確認、3m荷から離れる) 定期自主検査及び作業開始前点検実施の徹底	安全な玉掛け作業等の実施
	(- /	運転席でのシートベルトの完全着用	文工设工团() [上次在40/V][[
4 1		・崩壊災害の防止	
		建築物等の解体工事における構造物の事前調査に基づく解体工法・作業順序・控えの設置方法等、リスク低減措置を盛り込んだ施工計画及び作業計画書・作業手順書の作成と実施の徹底	
		足場においては、強度及び風荷重を検討の上、壁つなぎ・控え・筋かい・水平つなぎを十分に設ける等、倒壊防止対策の徹底	
	, ,	上下水道等の溝掘削工事等における「土止め先行工法」の実施 山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイド ラインの遵守	
		特に「切羽の立入禁止措置」、「肌落ち防止計画の作成」、「切羽監視 員の配置」の確実な実施	土止め生气工计
	(5)	斜面掘削作業における崩壊のおそれのある作業場所での日常及び変 状時点検や点検者への教育の実施等「斜面崩壊による労働災害の防	土止め先行工法
		止対策に関するガイドライン」の遵守	
5	飛来	・落下等による公衆災害の防止	
	(1)	高さ 2m 以上の足場において、材料等が落下するおそれのある箇所には、作業床の端に高さ 10cm以上の幅木、メッシュシートまたは防網等の影響	
	(2)	網等の設置 突風や強風による資材等の飛散防止対策(ロープ掛けやシート掛け等) の徹底	
	(3)	材料・機材・工具などを上げ下げする際の、つり綱・つり袋等使用の 徹底	
	(4)	長期間に渡る工事や歩行者が多い場合は、「建設工事公衆災害防止対 策要綱」に則り、防護構台、防護柵(朝顔)等の設置	防護柵(朝顔)
6 3	交通的	労働災害の防止	
	(1)	適正な労働時間管理、長時間運転の禁止、交通ハザードマップ等を	踏切一時停止
	(2)	活用した最適な運行計画の作成等による運行管理の実施疲労、疾病、睡眠不足、体調不調の有無等を確認する乗務開始前の	飛び出し注意 小学生の
	(3)	点呼の実施 運転前後の運転者に対するアルコール検知器を用いた酒気帯びの有 無の確認と結果の記録と保存	神響
	(4)	運行管理者・安全運転管理者の確実な選任と職務の遂行	
		運転中のカーナビや携帯電話の操作等のながら運転の厳禁 睡眠時間の確保の重要性等についての交通安全教育の実施	交通情報の共有
7)	火災	・爆発等災害の防止	
	(1)	警報・消火・避難設備等の点検・整備及び現場の避難経路の周知徹	消化器
	(2)	底と消火・避難訓練の実施 防火管理者・火元責任者の選任と事前の「火気使用届」の提出、火 気使用中の消火器や監視人の配置等による火気管理の徹底及び残火	
	(3)	の確認等、作業終了後の点検 引火物、爆発物等の保管場所の指定、SDS(安全データシート)を	
		活用した危険物の表示及び可燃物付近での火気使用の厳禁 発泡ウレタン系及びプラスチック系断熱材等の使用箇所の確認と火	
	(5)	気厳禁表示 溶接・溶断作業等における周囲の可燃物の撤去、難燃シート等によ	消火設備の設置と点検
	(6)	る火災防止対策の徹底現場における喫煙場所、採暖のためのストーブ使用場所の指定と消火の変勢	
	(7)	火の確認 火を使用しない工法(無火気工法や火無し工法等)の積極的な採用	

8 転倒災害の防止 (1) 作業通路における段差や凹凸等の解消、すべり止め等の措置 (2) 転倒危険箇所の表示等、危険の「見える化」の実施 (3) 45活動(整理・整頓・清掃・清潔)等の徹底による作業床や通路 等の安全確保 (4) 周囲が暗くなる前の早めの点灯による、作業床や通路等の照度の (5) 転倒災害防止のためのチェックリストを活用した安全点検の実施 転倒災害の防止 (6) 高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドラインに基づく加齢 『見える』安全活動コン による身体機能の低下によるリスク等を考慮した措置の推進 クール特設ページ (7) 「職場のあんぜんサイト」内の「見える」安全活動コンクールの事例 を参考にした「見える化」への取組 厚生労働省ホームページ 「高年齢労働者の安全と 健康確保のためのガイド 9 不安全行動による災害の防止 (1) 危険軽視の行動を「黙認しない、見逃さない、妥協しない」職場風 土づくりの推進 (2)「危険予知活動」、「ヒヤリハット運動」、「ひと声かけあい運動」等の 積極的な実施 (3) 安全衛生教育を徹底し、「近道・省略行為」等のルール違反行為の禁止 (4) 建災防方式「新ヒヤリハット報告」を活用した安全衛生活動の推進 (5) 不安全行動を防止するための、災害事例教育の実施 近道・省略行為等の禁止 10 安全衛生教育の実施 (1) 「雇入れ時教育」、「送り出し教育」、「新規入場者教育」、等の安全衛 生教育の実施 (2) 危険有害業務従事者に対する特別教育(フルハーネス型安全帯使用 作業や足場の組立て等)や特別教育に準じた教育の確実な実施 (3) 建設従事者に対する危険体感教育(安全帯ぶら下がり、車両系建設 機械等の死角確認等)の実施 (4) 作業内容変更時の変更内容及び作業手順の再周知の確実な実施 特別教育の実施 11 職業性疾病の防止 (1) 建築物等の解体・改修工事における石綿等の使用の有無について建築物石 綿含有建材調査者による事前調査及び石綿ばく露防止対策の確実な実施 (2) 橋梁の塗装のかき落とし作業における鉛、クロム、PCB 等の有害物 へのばく露防止対策の徹底 (3) 金属等の研磨作業、はつり・解体作業等に係る粉じん障害防止対策の徹底 (4) アーク溶接作業における粉じん障害防止及び溶接ヒュームばく露防 止対策の徹底 (5)「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」の登録と活用による、 ずい道等建設労働者の健康情報の一元管理 (6) 酸素欠乏症や一酸化炭素中毒等の防止対策の徹底 (7) 腰痛及び振動障害の予防対策の徹底 (8) 「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、管理者の選任、作 業場の測定及び測定結果に基づいた騒音低減措置の実施と記録 適切な保護具の使用 (9) 作業環境に応じた各種保護具の適切な使用の徹底及び使用前点検の実施 12 化学物質に関するリスクアセスメントの実施 絵表示 危険・有害性の例 (1) ラベル、SDS 等により把握した危険有害情報に基づく、化学物質 取扱い作業のリスクアセスメントの実施及びその結果に基づくリ スク低減措置の実施(「ラベルでアクション」の取組の推進) 引火性液体など (2) 金属アーク溶接作業等に係る特定化学物質取扱い作業による健康 炎 障害防止対策の徹底 (3) 危険性・有害性の高い特定化学物質取扱い作業における適切な保 急性毒性など 護具使用の徹底及び各種保護具の使用前点検の実施 (4) 必要に応じて化学物質管理者、保護具着用管理責任者を選任し、 化学物質のばく露防止の徹底 呼吸器感作性など 健康有害性

13 メンタルヘルス対策の推進 無記名ストレスチェック(工期内に複数回、継続的に実施) (1)安全朝礼時に行う「無記名ストレスチェック」と、 安全ミーティング時に行う「建災防方式健康 KY」 健康KY により、心身の健康状態の把握と、結果に基づいた 職場環境改善の実施 終業時の 確認・報告 (2) ストレスチェックの結果に基づく産業医等の面接指 作業開始前 導及びその結果に基づき事業主が講ずるべき適切な 措置の実施 (3) 建災防本部に設置されているメンタルヘルス対策相 持場後 片付け 作業中の 指導・監督 談窓口の活用 毎週月曜日 13 時~16 時(祝日・年末年始を除く) TEL: 03-3453-0974 (4) 産業保健総合支援センターにおけるメンタルヘルス 安全施工サイクルを活用したメンタルヘルス対策 対策に関する小規模事業場支援の活用 「建災防方式健康 KY」と 「無記名ストレスチェック」 14 健康障害防止対策の充実 (1) 事業主による労働時間の把握と、過重労働による健康障害防止対策 の推進及び年次有給休暇取得の促進 (2) 長時間労働者に対する医師等による面接指導等の実施の徹底 (3) 雇入れ時・定期健康診断・特殊健康診断等の確実な実施と所轄監督 署への報告の徹底 (4) 各種健康診断の結果に基づく有所見者の健康情報の適切な取扱いの 徹底及び産業医等への適切な情報提供

Ⅲ 協会が実施する事項

本部及び支部は、地域の実情に応じて次の事項を実施する。

- 1. 「建設業労働災害防止規程」、「第9次建設業労働災害防止5か年計画」、「令和5年度 建設業 労働災害防止対策実施事項 | の周知
- 2. 「三大災害絶滅運動」及び「安全施工サイクル運動」の促進

(5) 有所見者への産業医等による保健指導及び意見を勘案した適正配置

3. 各種安全衛生教育の実施

や作業時間短縮等の実施

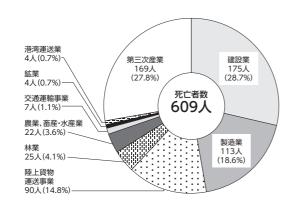
- 4. 建設業の特徴を踏まえた「リスクアセスメント建設業版マニュアル」の普及・定着、リスクアセスメントの確実な実施の促進
- 5. 国際基準にも対応した「ニューコスモス」及び中小規模建設事業場向けの「コンパクトコスモス」の普及促進
- 6. 建災防方式「健康KYと無記名ストレスチェック」及び「新ヒヤリハット報告」を活用した 安全衛生活動の普及促進
- 7. メンタルヘルス対策の推進
- 8.「ずい道等建設労働者健康情報管理システム」へのずい道等建設工事に従事する労働者の健康管理情報や作業従事歴の登録の促進
- 9. 安全衛生に関する広報資料及び最新情報等の提供
- 10. のぼり、啓発用ポスター、ワッペン、実施要領等の作成・配布
- 11. 会員企業及び支部・分会の要請に応じた、安全管理士・安全指導者による安全衛生パトロール等の支援
- 12. そのほか、本強調月間にふさわしい安全衛生活動の実施

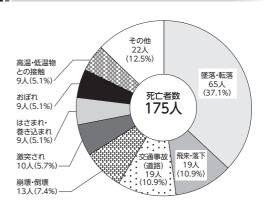
医師による面接指導

令和5年の労働災害発生状況 (1~11月·速報値)

全産業における死亡災害発生状況

建設業における死亡災害発生状況

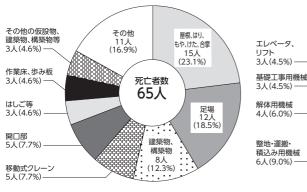


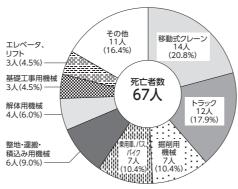


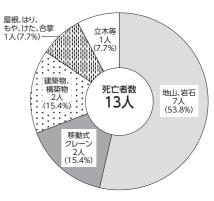
墜落・転落災害

建設機械・クレーン等災害

崩壊・倒壊災害







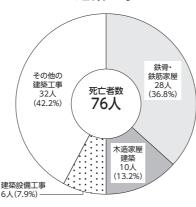
※上記の「三大災害の発生状況」は、次頁の「建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和5年1月~11月・速報値)」より作成しています。「墜落・転落災害」と「崩壊・倒壊災害」の件数は事故の型別の分類ですが、「建設機械・クレーン等災害」の件数は起因物による分類です。そのため、「建設機械・クレーン等災害」のデータには15人の「墜落・転落災害」の件数が重複計上されています。

工事の種類別発生状況

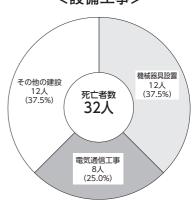
<土木工事>

道路建設工事 12人 (17.9%) 27人 (40.3%) 死亡者数 67人 河川土木工事 9人 (13.4%) 砂防工事業 4人(6.0%) 土地整理土木 4人(6.0%)

<建築工事>



<設備工事>

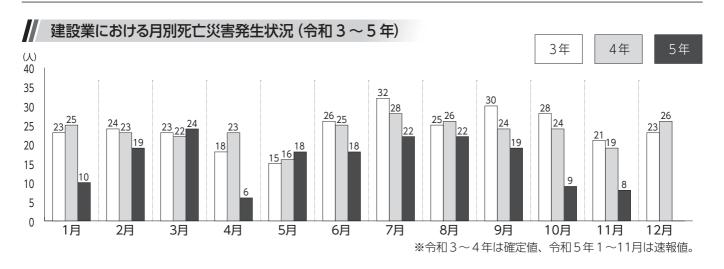


※以上は厚生労働省「令和5年における労働災害発生状況 (速報)」(令和5年12月) を基に作成しています。 また、割合(%) の合計は端数処理上100%にならない場合があります。

建設業における死亡災害発生状況(起因物別・事故の型別、令和5年1~11月・速報値)

事故の型起因物	墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	崩壊・倒壊	激突され	巻き込まれ・	切れ・こすれ	おぼれ	接触・低温物との	有害物との接触	感電	爆発	火災	交通事故 (道路)	その他	分類不能	合計	割合 (%)
FF-1 1616																		4	
原動機	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.6
整地・運搬・積込み用機械	2	2	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	3.4
掘削用機械	2	1	0	1	0	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	4.0
基礎工事用機械	0	1	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
締固め用機械	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
解体用機械	1	0	0	1	0	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3
高所作業車	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の建設機械等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
研削盤、バフ盤	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の一般動力機械	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
動力機械 計	9	4	0	3	0	3	5	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	27	15.4
移動式クレーン	5	0	1	2	2	3	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	14	8.0
エレベータ、リフト	0	0	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
その他の動力クレーン等	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
トラック	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	12	6.9
不整地運搬車	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の乗物	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
フォークリフト	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0.6
乗用車、バス、バイク	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	0	0	7	4.0
物上げ装置、運搬機械計	6	0	2	4	2	3	3	0	1	0	0	0	0	0	19	0	0	40	22.9
送配電線等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	3	1.7
電力設備	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0.6
		0		0	0				0	0	0	0		0	0	0	0		0.6
人力運搬機	0		0			1	0	0		-			0		-	-		1	
玉掛用具	0	0	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
はしご等	3	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3
その他の用具	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の装置等計	3	0	0	3	0	2	0	0	1	0	0	4	0	0	0	0	0	13	7.4
足場	12	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	6.9
支保工	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
開口部	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9
屋根、はり、もや、けた、合掌	15	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	16	9.1
作業床、歩み板	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1.7
建築物、構築物	8	0	0	2	2	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	14	8.0
その他の仮設物、建築物、構築物等	3	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	2.3
仮設物、建築物、構築物等 計	47	0	0	3	3	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	55	31.4
引火性の物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0.6
有害物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0.6
その他の危険物、有害物等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	1	0.6
金属材料	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	1.1
物質、材料 計	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0	0	0	5	2.9
荷姿の物	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
荷計	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0.6
地山、岩石	0	0	0	1	7	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	9	5.1
立木等	0	0	0	2	1	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9
水	0	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	2.9
異常環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	2	1.1
高温・低温環境	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	0	0	0	0	0	0	0	9	5.1
その他の環境等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1.1
環境等計	0	0	0	3	8	2	0	0	6	9	2	0	0	0	0	2	0	32	18.3
その他の起因物	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0.6
分類不能	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0.6
その他計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	2	1.1
		-	-	-	-		_	-		-		-	-						1.1
合計	65	4	2	19	13	10	9	2	9	9	4	4	1	1	19	3	1	175	
割合 (%)	37.1	2.3	1.1	10.9	7.4	5.7	5.1	1.1	5.1	5.1	2.3	2.3	0.6	0.6	10.9	1.7	0.6		

※この統計表は、厚生労働省が公表している事故の型別の分類にて作成しています。 ※「割合(%)」の合計は、端数処理上100%にならない場合があります。



建設業年度末労働災害防止強調月間・STOP!転倒災害用品のご案内 令和5年度

ポスター 本田望結 ⊐- FNa 760401 No. 1 No.2 それぞれの安全 定 価 各 ¥ 253 会員価格 各 ¥ 220 B2 判(73 × 52m) **面**者 □-FNa760402 ⋒各50枚以上 B



それぞれの安全 No 2

ワッペン



⊐- 1°No.780630 価 ¥990 会員価格 ¥891 10枚1組ビニール製 $(7.5 \times 6cm)$ 面 50 組以上

横 幕



コード No.880620 定 価 ¥1,837 会員価格 ¥1,650 ポリエステル製(70 × 220cm)紐付

のぼり



年度末 □-F* No.880610 定 価¥1,837 会員価格 ¥1.650 ポリエステル製 (240 × 70cm) 紐付 ⋒5枚以上

寿のかがやき コード No.880611 定 価 ¥1.837 会員価格 ¥1,650

ポリエステル製 (240 × 70cm) 紐付 **1** 5 枚以上

(年度末) (春のかがやき)

タオル



⊐-FNo. 880140 価 ¥3,619 会員価格 ¥3,256 10本1組(220匁 34×85cm) 🛍 10 組以上

*表示価格:消費税込み

転倒災害ポスター・のぼり STOP!



本田望結 本田望稿 コード No.760601 B2 判 (73 × 52m) 定 価 ¥253 会員価格 ¥220 回 50 枚以上



コード No.880810 定 価¥1,837 会員価格¥1,650 ポリエステル製 (240 × 70cm) 紐付 105枚以上

●お問い合わせ・お申し込み先

建災防会員のお客様と建災防会員でないお客様では申し込み先 が異なります。

詳しくはホームページまたは教材開発センター等でご確認ください。 建災防 教材開発センター TEL: 03-3453-3391

<ホームページ>

https://www.kensaibou.or.jp/book_supplies/index.html

※建設業安全衛生教育用教材等に係る最新情報の配信(無料)を行っております。

InstagramとXでも情報発信をしています。是非、フォローしてください!

<メール配信>



次 3/2

佐 藤 恭 <Instagram> . 0

• KENSAIBOUHONBU



●実施要領についてのお問い合わせは、建設業労働災害防止協会 業務部 広報課(TEL 03-3453-8202)までお願いします。

広報企画委員会 委員名簿

(敬称略·五十音順)

(株) 大林組 安全本部 建築安全管理室:土木安全

管理室 部長

清水建設(株) 安全環境本部 安全部長飛島建設(株) 安全環境部 担当部長 安全環境部 担当部長

松 永 昭 治 前田建設工業(株) 安全環境部長

石 沢 正 弘 (一社) 日本建設軀体工事業団体連合会 副会長

伊藤光生 (株) 竹中工務店 安全環境本部長 稲 直 人 大成建設(株)安全本部 安全部長

豊 澤 康 男 (一計)仮設工業会 会長

委員長